

# 病児・病後児保育室（ひかりの森保育園病児・病後児保育室）利用規約

## 第1条 名称及び所在地

名称を「ひかりの森保育園 病児・病後児保育室」（以下、「本保育室」という）とし、本保育室を東京都昭島市大神町2-5-19に置く。

## 第2条 設置者・運営者

設置者・運営者を株式会社シマモト（以下、「当法人」という）（代表取締役：矢嶋 康人・住所：昭島市昭和町5-11-16）とする。

## 第3条 管理者

管理者を、園長 安藤 寛美（住所：昭島市大神町2-5-19）とする。

## 第4条 目的

病気やけがのため集団保育の困難な児・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。

## 第5条 看護保育の方針

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

## 第6条 病児保育の対象

1. 利用対象は、生後6か月から概ね小学6年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭での育児が困難な場合とする。

2. 定員は4名とする。

3. 感染力、重症度等の観点から、受け入れ疾患については「診療情報提供書」の預かり可能疾患を参照とする。

但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。溶連菌感染症、流行性耳下腺炎（おたふく）、風疹、百日咳、RSウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎、咽頭結膜熱は受け入れ可能であるが、同一疾患に限り受け入れる。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）、水痘、麻疹、結核、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、瞼膜炎菌性瞼膜炎、咽頭結膜炎、食中毒、その他感染力の強いものは対象から外す。

## 第7条 利用方法

1. 利用できる日及び時間は次のとおりとする。

・利用できる日：月曜日から金曜日

（祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く）

利用できる時間：午前8時30分から午後5時30分まで

・予約は次のとおりとする。

前日午後5時までに病児・病後児保育室に電話にて、空き状況の確認と予約を行う。

当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。

キャンセルは、利用当日午前8時までに必ず連絡をする。当日午前8時以降のキャンセルは、全額徴収となる。

2. 登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。

【登録時提出書類】「ひかりの森保育園病児・病後児保育室利用登録票」、「利用規約兼利用同意書」、「児童票」、「健康記録票」、「保険証または被保険者資格情報のコピーと子育て支援医療受給証のコピー添付書類」「児・保護者の顔写真添付書類」を対象児保護者が記入し、面談日までに本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日】「利用申請書」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は病院を受診し医師に記入してもらい、利用日初日に本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日以外】「利用申請書」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入して本保育室へ提出する。

3. 病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあと速やかに対応すること。ただし痙攣など、病状が緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

また、緊急時は嘱託医への相談・受診および救急要請し、医療機関を受診する場合がある。

医療機関受診の際には、社用車による送迎を行う場合がある。

## 第8条 利用料金及び持物等

1. 児童1人につき、1回当たり2,500円（税込）

※ひかりの森保育園在園児については無料、保護者が連携企業に所属している場合は2000円とする。

※開所時間外の場合は違約金が発生する。

- ①午前8時30分前の入室や午後5時30分を過ぎてのお迎えについては10分毎に200円徴収する（在園児も対象）。
- ②午後6時を過ぎた場合は5000円徴収する。

2. アレルギー等の関係上、食事・おやつは各自で用意すること。

3. オムツなどの必要な身の回りの物・食事・おやつ・のみもの等必要なものは各自で用意すること。

用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。

## 第9条 利用料金支払方法

利用料金は現金払いのみで入室時に支払い、別途生じた費用はお迎え時に精算する。

## 第10条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

## 第11条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

1. 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。

2. 新型の感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。

3. 気象警報等が発令されたとき。

4. 本保育室の嘱託医の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。

5. 本利用規約に従わないとき。

## 第12条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

## 第13条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、看護師 黒田真伊美（電話042-519-8007）とする。

## 第14条 規約の変更

本保育室は、必要と判断する場合、本利用規約を変更することができます。本保育室は、当該変更の効力発生日を定め、当該変更を行う旨、変更後の内容及びその効力発生時期を本保育室ホームページ及び園内掲示板等に掲示することで周知するものとします。この場合、当該効力発生日をもって、個別の同意を得ることなく、当該変更後の本規約が全ての利用者に対し適用されるものとします。

## 第15条 反社会的勢力ではないことの表明・確約

1. 申込者・保護者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び反社会的勢力に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当及び関与しないことを確約します。
2. 申込者・保護者が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると本保育室が認めた場合には、本保育室から申込者・保護者に通知することにより、本保育サービスの利用をできなくなるものとします。
  - ① 反社会的勢力に該当した場合。
  - ② 前項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

## 第16条 準拠法及び管轄

1. 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

2. 本利用規約および本保育室ご利用に関して生じるすべての紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

令和 年 月 日

保護者署名欄 \_\_\_\_\_ 印